

自然環境・鳥獣合同部会（平成30年8月29日）における主な意見とその対応

	委員	意見	対応
1	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> 第3節と第4節は一体的に取り組む内容だと思うが、書面では独立性が高い。「野生生物の保護と適正管理」を格上げしたのは評価できるが、統合的方針としては後退しているように見える。 「生物多様性ちば県戦略」について、第4節で扱われ、第3節には全く出てこないが、単に野生動植物の保護だけではなく、地域社会とも関わってくるため、第3節の内容にも関わってくるのではないか。 	<p>【第4章第3節「豊かな自然環境の保全と自然との共生」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自然環境の保全」や「野生生物の保護と適正管理」を行うことにより、生物多様性を確保していくという一体的な取り組みの流れになるよう、第3節に新たに施策項目として「生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開」を追加し、「野生生物の保護と適正管理」を含め、総合的に生物多様性の保全を図っていくことにするなど、構成を見直しました。（41頁～42頁）
2	飯沼委員	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の維持やよくすることは当然だが、観光等で自然環境を活用することも重要である。 	<p>【第4節第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】（46頁19～20行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域資源を活用した農山漁村の活性化」で「都市住民や国内外からの観光客等に、農林漁業体験を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズムを促進」することを記載しております。
3	飯沼委員	<ul style="list-style-type: none"> ハンターの高齢化が進んでいるため、AI、IoTを活用していただきたい。 	<p>【第4章第4節3「有害鳥獣対策の強化」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別計画である鳥獣保護管理事業計画の中で検討してまいります。
4	梶委員	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣対策における計画の国、県、市町村の連携が重要である。また、専門家をどのように現場に配置していくかという仕組みが重要である。 	<p>【第4章第4節3「有害鳥獣対策の強化」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別計画である鳥獣保護管理事業計画の中で検討してまいります。
5	小茂田委員	<ul style="list-style-type: none"> イノシシの適正管理にあたり、生息数を把握したうえで具体的な対策を講じてほしい。 	<p>【第4章第4節3「有害鳥獣対策の強化」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別計画である千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）により対応してまいります。
6	榊瀧委員	<ul style="list-style-type: none"> 第3章における具体例の記述について工夫した方がいいのではないかと。 地域性の記載、地域特性を踏まえて施策をつくることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画においては、コラムや地図等で地域の具体例を示せないか検討してまいります。 地域特性を踏まえた施策については、個別計画等において示していないか検討してまいります。

7	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> どこかに地域の文化に関する記載を入れられないか。 	<p>【第4章第3節1「生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開」</p> <p>【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」 (41頁8～9行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「現況と課題」で地域の文化について記載しました。(45頁11行)
8	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にも珍しい海女漁とかもやっており、漁村に関する記載はできないか。 	<p>【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」 (47頁19行～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市と漁村の交流促進」で「ブルーツーリズム等を通じて、海の環境や漁業に対する理解・関心を高めていく」旨を記載しております。
9	榊瀧委員	<ul style="list-style-type: none"> エコファーマーの記載があるが、機能不全になっており、制度としてなくなっていくのではないか。 	<p>【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境にやさしい農業」の推進」でエコファーマーに関する記載を削除しました。(46頁10～16行)
10	並木委員 飯沼委員	<ul style="list-style-type: none"> 特に森林関係におけるパブリックとプライベートの調整が必要である。千葉の森林は9割が私有地で特徴的である。計画にどう書き込むかというよりは、提言として検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然環境や生活環境、観光等の面で公的な役割を担っている森林の多くが私有林であることを踏まえて、計画や施策の展開に当たっては、地域の関係者との合意形成を図りながら取組を進めます。
11	羽山委員	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年間の計画という中で、ワンヘルズという考え方が抜けており、感染症の問題が含まれていないことが気になる。 	<p>【第4章第4節1「希少野生生物の保護・回復」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「傷病鳥獣救護の取組」で「人獣共通感染症等の発生予防のため、野生鳥獣に対する正しい知識を知ってもらうための情報発信を行う」ことを記載しました。(51頁15～16行)
12	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との協働についてもっと目立つように記載できないか。 	<p>【第5章第1節2「各主体との連携・協働」 (88頁23～25行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は地域における環境保全の取組の中核となることから、特に市町村との連携・協働を進めていくことを追記しました。
13	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> 前計画でどこまで達成して、ここは不十分なのでこういうことをしますと文章に書いてあるといいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の進捗状況の把握と点検・評価は毎年度実施しており、主な取組、課題等、今後の対応方針を白書で公表しています。新たな取組については、計画の概要を示す資料や計画の広報版において記載できないか検討してまいります。
14	酒井委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の環境基本計画の策定に県も入っていくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して県の計画の周知を図るとともに、市町村から計画策定にかかる支援要請があれば、協力してまいります。

15	桑原委員	・モニタリングができるような体制の維持や、NPOなどの観察会などが高齢化により続けられないようになっているので、続けられるようにサポートしてほしい。	【第3章第2節4「持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり」】 ・各主体と協働して、持続可能な社会の構築に努めてまいります。
16	梶委員	・耕作放棄地、管理できない森林、空き家が大きな問題である。土地利用について考え方を整理しておいた方がよい。	・千葉県国土利用計画・土地利用基本計画において土地利用の考え方を整理しております。
17	勝山委員	・項目名が「農業・林業・水産業」である箇所で、記述が農業のみであり、項目名の林業と水産業は不要ではないか。	【第4章第1節4「気候変動への適応」】 (28頁4～7行) ・「各分野における適応策の組み込み」の「①農業・林業・水産業」で、項目名に合うように林業と水産業の記述を追記しました。
18	並木委員	・「自然公園利用者に対する普及啓発を行う」とあるが、何を普及啓発するのか不明であるため、後段の文書表現と調整が必要ではないか。	【第4章第3節2「自然公園等による優れた自然環境の保全と活用」】 ・表現を調整しました。(43頁36～44頁4行)
19	並木委員	・森林経営管理法で「市町村は、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めるもの」とされたことを踏まえ、市町村の新たな役割と県の役割を含めた表現とすべきではないか。	【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】 ・「適切な森林管理・整備の推進」で「森林経営管理法の適用等により市町村が取り組む森林整備を支援する」旨を記載しました。(45頁31行)
20	並木委員	・「間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進し」とあるが、地下資源に代えて積極的に燃料利用すべきなのは、未利用木質バイオマスではないのか。	【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】 ・「森林資源の利用」で「建築用材等としての利用が困難な低質材や林地残材等、未利用の木質バイオマスのエネルギー利用の取組を促進する」という表現に変更しました。(45頁39行～46頁1行)
21	勝山委員	・二枚貝類の寄生虫であるカイヤドリウミグモによってアサリの生産が急激に落ち込んでいる。それに伴い、アサリなど貝類による水質浄化機能が果たせなくなり、水質悪化の要因ともなっているため、これへの対策を取組に加えていただきたい。	【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】 ・「豊かな漁場の形成」に水質浄化機能の高いアサリへの取組を記載しました。(47頁7～9行)

22	勝山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・漁場形成や担い手に関する記述があるが、開発行為によって消滅した干潟の再生など、環境改善が先と考える。「水質浄化機能を持つ貝類や海藻類等を対象とする沿岸域の漁業が安定して継続できるよう」としてはどうか。 ・アオサの問題は年による変動が大きく、多くの問題の中で順位は高くない。東京内湾に関しては、水質改善機能を持つ護岸用材など、環境改善や漁場機能に配慮した護岸の整備を進めていただきたい。 	<p>【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな漁場の形成」を漁場の環境改善に配慮した記載に変更するとともに、アオサの記載については削除しました。(47頁3～6行)
----	------	--	---